

## 戸籍謄本等の提出について

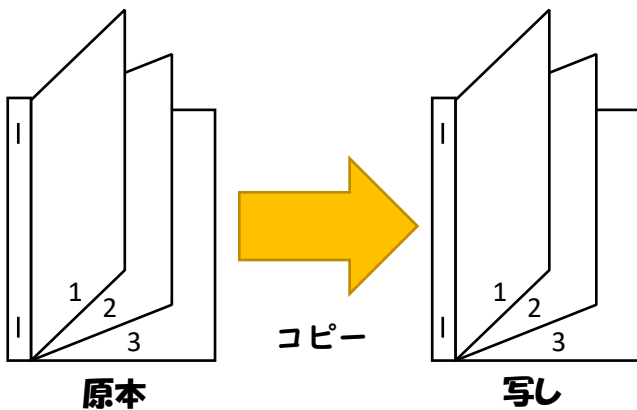
宇都宮家庭裁判所本庁・支部

申立ての際に提出する戸籍謄本（改製原戸籍謄本、除籍謄本を含む）、全部事項証明書、戸籍附票、住民票の写し（以下「戸籍謄本等」といいます。）については、**原本又は写し（コピー）のどちらかをご提出ください。**

- \* 写しを提出する場合は、下記の留意事項をよく読んで、正確な写しを作成してください。
- \* 一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができません。

### 《 写しを提出される方へ（留意事項） 》

#### 【コピーの取り方・綴じ方】



- ※申立前にコピーをご準備の上、提出してください。（裁判所の職員は、コピーをすることはできません。）
- ※全てのページをコピーしてください。手続に関係のない人しか記載されていないページも含めて全てのコピーが必要です。
- ※原本と同じように、ステープラー（ホッチキス）で綴じてください。
- ※その他詳細については、別紙「よくある質問」をご参照ください。

#### 【コピーの悪い例】

✕ **両面コピー**

✕ **拡大・縮小**

✕ **かすれ・欠け**

✕ **落丁・乱丁**

- 両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、2in1、4in1などはせず、原本の形状通りにコピーしてください。
- かすれや欠けはないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。
- ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか、確認してください。



コピーが不鮮明な場合など、記載内容を正しく読めない場合には、あらためて正確な写しの提出を求められることがあります。また、担当裁判官の指示により、原本の提出を求められることがありますので、裁判所の審理が終了するまで原本は大切に保管してください。